「算入限度額 (1)×50又は100/100」に、「翌期繰越額 ((3)－(4))又は(別表七(三)「15」)」を「翌期繰越額 ((3)－(4))又は(別表七(四)「15」)」に、「欠損金額 (別表四「48の①」)」を「欠損金額 (別表四「52の①」)」に、「当期の欠損金額 (別表四「48の①」)」を「当期の欠損金額 (別表四「52の①」)」に改め、同表の記載要領第１号中「が法」の次に「第57条（欠損金の繰越し）、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」を加え、「第４号」を「第５号」に改め、同第11号中「「所得金額控除限度額 (1)×50又は100/100 (2)」を「「損金算入限度額 (1)×50又は100/100 (2)」に改め、「第57条第11項各号又は」の次に「令和２年旧法」を加え、同号㋂中「第４条の７」を「第４条の３」に改め、同第13号中「の欄」の次に「の記載に当たつて」を加え、同号㋑中「又は」の次に「令和２年旧法」を、「場合」の次に「((2)に該当する場合を除く。)」を加え、同号㋓を削り、同号㋒中「又は第58条第４項」を「、令和２年旧法第57条第９項若しくは第58条第４項又は令和２年改正法附則第20条第４項」に改め、「規定する欠損金額」の次に「(法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同号㋒を同号㋓とし、同号㋑中「が法」を「が令和２年旧法」に、「の最終」を「又は令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合の最終」に改め、「((1)」の次に「又は(2)」を加え、「同項」を「これら」に、「みなされる法」を「みなされる令和２年旧法」に改め、同号㋐を同号㋒とし、同号㋑の次に次のように加える。

(2)　当該事業年度が法第59条第１項若しくは第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）(同項の規定を同条第５項又は震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は令和２年旧法第59条第１項若しくは第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）(令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(三)「27」の金額を記載すること。

別表七㈠の記載要領第四号中「(法第58条第１項」の次に「又は令和２年旧法第58条第１項」を加え、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　通算法人が法第64条の７第１項第１号から第３号まで若しくは第５項（欠損金の通算）の規定の適用を受け、又は法第80条第５項において準用する同条第１項の規定により還付の請求をする場合の「(3)」から「(5)」まで及び「⑭」の各欄の記載に当たつては、前号の規定にかかわらず、次によること。

(1)　「控除未済欠損金額　(3)」の欄は、別表七(二)「１」の金額を記載すること。

(2)　「当期控除額 (当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の⑷の合計額)のうち少ない金額) ⑷」の欄の記載に当たつては、次によること。

イ　別表七(二)付表一「８の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「計」の欄に記載すること。

ロ　別表七(二)付表二「４の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「計」の欄に記載すること。

(3)　「翌期繰越額 ((3)－(4))又は(別表七(四)「15」) (5)」の欄は、別表七(二)「４」の金額及び同表「７」の金額の合計額を記載すること。

(4)　「中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額　⑭」の欄は、別表七(五)「８」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載すること。

1
円

1
内　円
内
内
内

2	3
円	円